

引揚に關する覺書（五月七日附）附錄第三

A 93005 號

日本より並日本に對する引揚

第一部 一般計畫

1. a 日本より並日本に對する引揚を規定する次の現用計畫は聯合軍總司令部より別に指示あるまで有效である

b 全計畫は引揚地の利用價值と利用し得べき船舶並鐵道の輸送能力に應じて引揚地を通過する引揚民の流れを軸心として運用せらる

c 本計畫に於ては引揚希望を願書した非日本人で引揚完成に對する日本政府の訓令に應ぜざる者は引揚の特權を喪失し將來の如何なる引揚計畫にも考慮せられない

日本政府は此等の人名簿を整備すること。一九四六年五月三十一日現在の名簿登録人數を一九四六年六月二十五日以前に總司令部に報告すること。爾後は月報を以て前月の分を翌月十日に又は十

日領に提出すること

a. 前述第八項。の例外を止むを得ざる事情により日本政府の引揚計
畫に應じ得られない家族の場合には認めらる。然し如何なる場合に

於ても此等の引揚が一九四六年十二月三十一日より後れることは

許されない。爲し得る限り此等引揚民の直接の家族を一単位と見

做し且つ一單位として輸送すること。(家族の者が引揚の特權を

喪失せざる限り。一止むを得ざる事情の爲に引揚計畫に應じ得ら

れない者は前述第八項。に指示された報告内に含ましめないこと

次の引揚地は日本を退去する非日本人引揚民の處理に使用せらる

主として朝鮮人の處理に

主として現在九州に居住する琉球人の處理に

主として鹿兒島及佐世保を經由せざる琉球人

の處理に

日本厚生省は次の處置を取ること

- a 前述第2項の各引揚地は次記の如く爲し得る限り出國引揚民を以て常に充滿する如くすること
- b 提供せられた船舶輸送計畫を綿密に検討し且つ次記に關し適當なる處置を講ずること
- c 朝鮮及琉球港行の引揚船には爲し得る限り同地行引揚民を滿載すること
- d 八國引揚民は處理完了後二十四時間以内に引揚地を移動する如く所定の輸送準備をすること
- e 韓國希望の非日本人を本計畫の條項に基き移動の指示あるまで現在地に固定する如く統制を加ふることに
- f 現用引揚地は引揚民の實際の點檢並檢閲に必要とする以外は休宿の爲し用を禁ずること

4. 日本政府は次の行動を規正する船舶輸送計畫を提供せらるる筈

a 日本商船並海軍船舶、日本仕立ての「リバティ」艦、LSTに就ては日本商船運管會當局者により
b 米國側仕立のLST其の他の聯合國船舶に就ては聯合國最高司令官により

5 非日本人引揚列車に乗車する衛兵に就て

a 聯合軍地方軍專當局に對しては引揚地に輸送する非日本人の特別引揚列車の全部に聯合軍衛兵を乗車せしむるを指令した。(非日本人引揚者の乗車する客車一輛に付二名の割にて)

b 日本政府は地方政府當局者に對し次の件を指令すること

(1) 聯合軍地方軍專當局に對し上述特別列車に對し衛兵の配當を要求すること。各要求には次の情報を含むこと。

(a) 輸送せらるべき非日本人引揚者數

(b) 右專用列車の車輛數

(c) 列車の發送計畫、通路行先

(2) 右地方軍事當局に對する要求は聯合軍が命令を下し且衛兵を乗

車せしむるに十分なる時間がある如く申出ること

(3) 此等衛兵用として全旅行間を適し得る限り他の公用聯合軍

將兵用の車を使用することなく之をなし得る場合は適當なる機

臺車又は一等客車を準備すること。例外的の場合にて二等車を

代用すること。車は清掃しあること。これ等の客車を使

用し得る時は

列車の運行計畫に変更ありたる場合は機を失せず完全精確なる

情報を通宜の地方軍事當局に提供すること

c. 日本政府は又地方政府當局に對し次の件を指令すること

(1) 乗車前に出國非日本人引揚者を詳長を附する辭に編成すること

(2) 超満員とならぬ様注意すること

(3) 群の整々たる乗下車を確保すること

6. 統制

a. 日本政府は引揚地の代表者に對し次の件を指令すること

(1) 出國非日本人引揚民を乗船前詳長を附する辭に編成すること

(2) 此等乗船中の群に對し日談及衛生法を遵守する様訓令を徹底すること

(3) 群の秩序ある乗船を確保すること

(4) 聯合側仕立の船舶の船長に對し乗船者の個人名及群長名を記せる名簿を提出すること

(5) 日本地方官衙吏は引揚者が在日間及日本船に乗船間は引揚者の統制に關し利用し得べき凡ゆる法定上の規則を利用する如し

第三部 朝鮮より及朝鮮に對する引揚

又次の計畫は朝鮮民の引揚を規定する

船舶の送

引揚船舶は毎日博多より釜山行朝鮮人四〇〇〇名を乗船せしむるに配船せられてゐる。右船舶は船舶の定員日本に歸還せしむる

○ 所要に應じ日本人を朝鮮より佐世保に輸送する様計畫せらるるであらう

○ 日本港を通過する朝鮮民の處理

○ 現在日本に在る朝鮮民（嘗て北緯三八度以南に居住せし者）の引揚は前述第○項に述べたる場合を除き一九四六年十一月十五日に又は十五日までに完了せしめる。次の件を示す報告を一九四六年十一月三十日までに聯合軍總司令官に提出すること

(1) 一九四六年十一月十五日前に引揚げなかつた朝鮮人で尙引揚の特権を喪失せざる者（第○項に参照）の家族毎の名簿

(2) 第○項(1)關係各家族の博多引揚地に對する凡その引揚可能日、但し如何なる場合も一九四六年十二月三十一日以後に後れる引揚は許されぬ

○ 引揚を希望する全朝鮮民が日本を撤退するか引揚特権を喪失するまでは第○項の規定の如く釜山に對する鮮人の船舶輸送は繼續する

10. 朝鮮より日本に到着する日本人引揚者は附録第五條B項D(2)の規定により處理せらるる

11. 北緯三十八度以北の北鮮に引揚

北鮮への引揚は適當なる協定が成立するまでは中止する、北鮮行豫定の朝鮮人は北鮮に引揚得る時期まで日本に留める

12. 朝鮮囚人の引揚

a 日本帝國政府は朝鮮の民間の囚人が入獄の期間を終るまで及禁錮から正當に釋放されるまで日本より引揚させてはならぬこれに宣告の輕減或は緩和に關し日本帝國政府の特權を少しも犯すものと解釋せらるべきではないのである

b 上記は聯合國最高司令都覺書の規定によるのである。覺書の番號は一九四六年二月十九日附、AG/O一五(四六年二月十九日)LS(SUAPIN七五七)で其の標題は「朝鮮人及其の他の某外國人等に課せられたる刑の宣告の再審」である

1.3 本計畫に基き朝鮮人が日本より朝鮮へ引揚ることを計畫し且實行するのには日本帝國政府の責任である此の責任を各種朝鮮聯盟或は協會等に其の全部或は一部を委任してはならぬ

第三部 琉球諸島より及同諸島への引揚

1.4 左記計畫により日本より琉球本國に歸還する日本人の引揚を統制する

1.5 琉球人の日本より引揚

a 一九二六年八月十五日に再び開始されたる琉球人の日本よりの引揚は一九四六年十二月二十六日以前に完了する

b 琉球人は聯合國最高司令部覺書に規定された方法及比率で集められ、手續をなし且乗船する其の覺書番號は 九四六年七月二十四

日附、AGOO一四三三一四六年七月二十四日 GO-SOAP

IN-1081)で標題は修正せる一日本に現存せる琉球人の引揚上

である

c. 琉球諸島に於て最初の下船港に到着する引揚者は更に彼等の郷里の島に歸還せしめる

d. 引揚者は琉球諸島行引揚船で鳥獸を輸送してはいけな

16. 琉球諸島に居住せし日本人は善良なりしもののみ琉球諸島に歸ることを許される

17. 琉球諸島より日本人の引揚

日本人は一九四六年十月一日までは毎月一五〇名宛琉球諸島より引揚る、爾後は一九四六年十二月三十一日まで完了する様に前記に
より引揚を實行する